○指名停止基準

平成６年７月５日告示第55号

改正

平成８年４月22日告示第36号
平成11年10月21日告示第102号
平成13年10月10日告示第116号
平成14年11月15日告示第101号
平成21年２月16日告示第15号
平成21年５月25日告示第97号
平成22年８月31日告示第111号
平成24年９月26日告示第101号
平成31年４月12日告示第44号
令和７年３月25日告示第25号

町が発注する工事又は製造その他についての請負契約及び物件の買入れその他の契約について、競争入札を適正かつ円滑に行うため、指名停止の基準を次のとおり定めるものとする。

指名停止基準

（指名停止）

第１条　町長（以下「長」という。）は、入札参加資格者（注１）が別表第１及び別表第２の各号に掲げる措置要件の一に該当するときは、福崎町建設工事等入札参加者審査会（以下「入札参加者審査会」という。）の議を経て別表各号に定めるところにより期間を定め、指名停止（注２）を行うものとする。

２　契約担当者（注３）は、建設工事、調査委託、製造の請負及び物品の購入等（以下「工事等」という。）の契約のため、指名を行うに際し、前項の指名停止を受けている入札参加資格者を指名してはならない。また、指名停止を受けた入札参加資格者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

（下請負人及び特別共同企業体に関する指名停止）

第２条　長は、前条第１項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人と同期間の指名停止を併せ行うものとする。

２　長は、特別共同企業体が措置要件の一に該当するときは、当該特別共同企業体の構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、各別表に定めるところにより期間を定め、指名停止を行うものとする。

（指名停止の期間の特例）

第３条　入札参加資格者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の最も長い期間を適用する。

２　入札参加資格者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間は、それぞれ別表各号に定める期間を２倍にして得た期間とする。

（１）　指名停止の期間中又は当該期間の満了後１年を経過するまでの間に、当該指名停止に係る措置要件を掲げる別表第１又は別表第２に掲げる措置要件のいずれかに該当することとなったとき。（(２)及び(３)に掲げる場合を除く。）

（２）　別表第２・１の措置要件に係る指名停止の期間の満了後３カ年を経過するまでの間に、当該指名停止に係る措置要件と同一の措置要件に該当することとなったとき。

（３）　別表第２・２又は３の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後３年を経過するまでの間に、これらの措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

３　長は、入札参加資格者について情状酌量すべき特別の事由があるときは、別表各号及び前２項の規定による指名停止の期間を当該適用期間の２分の１に短縮することができる。

４　長は、入札参加資格者について、極めて悪質な事由があるとき又は極めて重大な結果を生じさせたときは、別表第１、別表第２及び第２項各号の規定による指名停止の期間を当該適用期間の２倍に延長することができる。

５　長は、指名停止期間中の入札参加資格者が、当該事案について、責めを負わないことが明らかに

なったと認めるときは、指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の特例）

第４条　長は、別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、入札参加資格者等（注４）が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当する場合（第３条第２項及び第４項の規定に該当する場合を除く。）の指名停止の期間は、当該各号の規定により算出した期間とする。

（１）　談合情報を得た場合、又は町職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、入札参加資格者等のうち契約権限を有する者から、談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第２・２（１）に該当したときは、当該措置要件に定める指名停止期間を２倍にして得た期間とする。

（２）　別表第２・２に該当する入札参加資格者等について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は審決において、主導的事業者であることが明らかになったとき（前号の規定に該当する場合を除く。）は、当該措置要件に定める指名停止期間を２倍にして得た期間とする。

（３）　別表第２・２に該当する入札参加資格者等について、独占禁止法第７条の２第６項の規定の適用があったとき（前２号の規定に該当する場合を除く。）は、当該措置要件に定める指名停止期間を２倍にして得た期間とする。

（４）　入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第３条第４項に基づく長又は他の公共団体等の長による調査の結果、入札談合等関与行為があり又はあったことが明らかになった場合で、当該関与行為に関し、別表第２・２に該当する入札参加資格者等に悪質な事由があるとき（第１号から前号までの規定に該当する場合を除く。）は、当該措置要件に定める指名停止期間に１月を加算して得た期間とする。

（５）　町職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の６第１項。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の６第２項。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は他の公共団体等の職員がこれらの容疑により逮捕若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、当該職員の容疑に関し、別表第２・３に該当する入札参加資格者等に悪質な事由があるときは、当該措置要件に定める指名停止期間に１月を加算して得た期間とする。

２　長は、別表第２・２に該当する入札参加資格者について、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたとき（第３条第２項第３号若しくは第４項又は第４条第１項各号の規定に該当する場合を除く。）は、当該措置要件に定める指名停止の期間に２分の１を乗じて得た期間を指名停止の期間とすることができる。

（指名停止の期間の上限）

第４条の２　前２条の規定により得た指名停止の期間は36箇月を限度とする。

（指名停止等の通知）

第５条　長は、第１条第１項若しくは第２条各項の規定により指名停止を行い、第３条第３項若しくは第４項若しくは前条第１項第４号若しくは第５号若しくは第２項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第３条第５項の規定により指名停止を解除したときは、当該入札参加資格者に対し通知するものとする。

２　長は、前項の規定により指名停止の通知をした場合において、必要に応じ当該事案の改善措置について報告を徴することができる。

（随意契約の相手方の制限）

第６条　契約担当者は、指名停止期間中の入札参加資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があるときはこの限りではない。

（下請等の禁止）

第７条　契約担当者は、指名停止期間中の入札参加資格者が契約担当者の発注する建設工事等（以下「福崎町発注に係る建設工事等」という。）を下請し、又は完成保証人となることを承認してはならない。

（指名停止に至らない事由に対する措置）

第８条　長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、入札参加資格者に対

し、書面又は口答で警告又は注意の喚起を行うことができる。

（運用項目）

第９条　この基準の運用に関して必要な事項は、長が別に定める。

附　則

この基準は、公布の日から施行し、平成６年７月１日から適用する。

附　則（平成８年４月22日告示第36号）

この基準は、公布の日から施行し、平成８年４月１日から適用する。

附　則（平成11年10月21日告示第102号）

この基準は、公布の日から施行し、平成11年10月１日から適用する。

附　則（平成13年10月10日告示第116号）

この基準は、公布の日から施行し、平成13年10月１日から適用する。

附　則（平成14年11月15日告示第101号）

この基準は、公布の日から施行する。

附　則（平成21年２月16日告示第15号）

この基準は、公布の日から施行する。

附　則（平成21年５月25日告示第97号）

この基準は、公布の日から施行し、平成21年７月１日から適用する。

附　則（平成22年８月31日告示第111号）

この基準は、公布の日から施行し、平成22年９月１日から適用する。

附　則（平成24年９月26日告示第101号）

この基準は、公布の日から施行する。

附　則（平成31年４月12日告示第44号）

（施行期日）

１　この基準は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の別表第１の規定は、施行日以後に行われた行為について適用し、施行日までに行われた行為については、なお従前の基準を適用する。

附　則（令和７年３月25日告示第25号）

（施行期日）

１　この告示は、令和７年６月１日から施行する。

（人の資格に関する経過措置）

２　拘禁刑に処せられた者に係る他の告示の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の告示の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

別表第１　事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
（虚偽記載） １　福崎町発注に係る建設工事等の契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、福崎町発注に係る建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	６カ月
（過失による粗雑工事等） ２　福崎町発注に係る建設工事等の施工等に当たり、過失により工事等を粗雑にしたとして、議会に報告され（注５）、福崎町発注に係る建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	３カ月
３　福崎町発注に係る建設工事等以外の県内公共建設工事等（以下「公共建設工事等」という。）（注６）の施工等に当たり、過失により工事等を粗雑にしたとして、会計検査院の検査報告で指摘され、福崎町発注に係る建設工事等の契	２カ月

約の相手方として不適当であると認められるとき。	
（契約違反）	
4　福崎町発注に係る建設工事等の施工等に当たり、別表第１の２に掲げる場合のほか、次に該当したために契約に違反し福崎町発注に係る建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
（１）　２カ月以上の履行遅滞があったとき。	３カ月
（２）　１カ月以上２カ月未満の履行遅滞があったとき。	２カ月
（３）　１カ月未満の履行遅滞があったとき。	１カ月
（４）　工事の施工管理が不良で、再三指摘しても改善しないとき。	
ア　公害及び危険防止対策が不良	３カ月
イ　工程管理、資材管理又は労務管理が不良	１カ月
（５）　正当な理由なく監督員又は検査員の指示に従わないとき。	１カ月
（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）	
5　福崎町発注に係る建設工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったために公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	
（１）　死亡者を生じさせたとき。	６カ月
（２）　負傷者を生じさせたとき。	３カ月
（３）　損害を与えたとき。	
ア　極めて重大な影響を及ぼす事故を生じさせたとき。	６カ月
イ　重大な影響を及ぼす事故を生じさせたとき。	３カ月
ウ　その他事故を生じさせたとき。	１カ月
6　県内の工事等で福崎町発注に係る建設工事等以外の工事等（以下「一般建設工事等」という。）（注７）の施工等に当たり安全管理の措置が不適切であったために公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	
（１）　死亡者を生じさせたとき。	３カ月
（２）　負傷者を生じさせたとき。	２カ月
（３）　損害を与えたとき。	
ア　極めて重大な影響を及ぼす事故を生じさせたとき。	３カ月
イ　重大な影響を及ぼす事故を生じさせたとき。	２カ月
ウ　その他事故を生じさせたとき。	１カ月
（安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故）	
7　福崎町発注に係る建設工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、建設工事等関係者に死亡者又は重傷者（注８）を生じさせたと認められるとき。	
（１）　死亡者を生じさせたとき。	４カ月
（２）　重傷者を生じさせたとき。	２カ月
8　一般工事等の県内における施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったために建設工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	
（１）　死亡者を生じさせたとき。	２カ月
（２）　負傷者を生じさせたとき。	１カ月
（その他）	
9　別表第１の１から８まで掲げる場合のほか、次に該当したために、福崎町発注に係る建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
（１）　入札参加資格者等が、福崎町発注に係る建設工事等の一般競争入札及び指名競争入札に際し、福崎町の職員の指示に従わなかったとき。	１カ月
（２）　入札参加資格者等が、福崎町発注に係る建設工事等の総合評価落札方式	１カ月

による入札に関して不誠実な行為をしたとき。 （３） 福崎町発注に係る建設工事等の受注者又はその下請負人が暴力団員等から不当な介入を受けたにもかかわらず、発注者への報告を怠り又は警察に届けなかったとき。	３カ月以上

別表第２ 不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
（贈賄）	
１ 入札参加資格者等が、次に掲げる者に対して行った贈賄（刑法第198条）の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	
（１） 福崎町の職員	12カ月
（２） 県内の福崎町以外の公共機関（注９）の職員	９カ月
（３） 県外の公共機関の職員	６カ月
（独占禁止法違反行為）	
２ 入札参加資格者等が独占禁止法第３条、第８条第１号又は第19条の規定に違反し、次に該当したとき。	
（１） 入札参加資格者等が次に掲げる工事等に関する違反行為について公正取引委員会から排除命令又は課徴金納付命令を受けたとき。	
ア 福崎町発注に係る建設工事等	12カ月
イ 県内の一般建設工事等	８カ月
ウ 県外の一般建設工事等	４カ月
（２） 入札参加資格者等が次に掲げる工事等に関する違反行為について公正取引委員会から刑事告発を受け、又はこれにより逮捕されたとき。	
ア 福崎町発注に係る建設工事等	18カ月
イ 県内の一般建設工事等	12カ月
ウ 県外の一般建設工事等	６カ月
（競争入札妨害又は談合）	
３ 入札参加資格者等が、競争入札妨害又は談合の容疑により、次に該当したとき。	
（１） 福崎町発注に係る建設工事等に関し、談合罪又は競争入札妨害罪により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	18カ月
（２） 県内の公共建設工事等に関し、談合罪又は競争入札妨害罪により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	12カ月
（３） 県外の公共建設工事等に関し、談合罪又は競争入札妨害罪により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	６カ月
（補助金の不正受給を目的とした不正行為）	
４ 業務に関し、入札参加資格者等が、補助金等（注10）の不正受給を目的とした不正行為により、補助事業等（注11）又は間接補助事業等（注12）に関し、次に該当したとき。	
（１） 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第29条又は第30条の規定に違反し、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	
ア 福崎町の事業等	12カ月
イ 県内の市町の事業等	９カ月
（２） 詐欺（刑法第246条）又は電子計算機使用詐欺（刑法第246条の２）の容疑により、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	
ア 福崎町の事業等	12カ月
イ 県内の市町の事業等	９カ月
（暴力団関係）	
５ 警察からの通報等により、次に該当することが明らかになったとき。	
（１） 暴力団員が役員として入札参加資格者の経営に関与（実質的に関与して	12カ月以上その

いる場合を含む。）していること。	事実がなくなったことが明らかになるまで
（２） 入札参加資格者が、暴力団員を相当の責任の地位にある者（注13）として使用し、又は代理人として選任していること。	６カ月以上その事実がなくなったことが明らかになるまで
（３） 入札参加資格者又はその役員その他相当の責任の地位にある者（以下「役員等」という。）が、自社、自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力を利用したこと。	６カ月以上その事実がなくなったことが明らかになるまで
（４） 入札参加資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金的援助等の経済的便宜を図ったこと。	３カ月以上その事実がなくなったことが明らかになるまで
（５） 入札参加資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められること。	６カ月以上その事実がなくなったことが明らかになるまで
（建設業法違反行為）	
6 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、次に該当したたとき。	
（１） 入札参加資格者等が、次の工事等に関し、建設業法違反の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	
ア 福崎町発注に係る建設工事等	９カ月
イ 県内の一般建設工事等	８カ月
ウ 県外の一般建設工事等	４カ月
（２） 入札参加資格者が、次の工事等に関し、建設業法第28条及び第29条の規定により、建設業許可の取消し又は営業の停止処分を受けたとき。	
ア 福崎町発注に係る建設工事等	６カ月
イ 県内の一般建設工事等	５カ月
ウ 県外の一般建設工事等	３カ月
（３） 入札参加資格者が、次の工事に関し、建設業法第28条の規定により、指示処分を受けたとき。	
ア 福崎町発注に係る建設工事等	３カ月
イ 県内の一般建設工事等	２カ月
ウ 県外の一般建設工事等	１カ月
（不正又は不誠実な行為）	
7 入札参加資格者等が、不正又は不誠実な行為をし、次に該当したとき。	
（１） 業務に関し、入札参加資格者又はその役員等が次に掲げる工事等において、暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の規定に違反し、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	
ア 福崎町発注に係る建設工事等	９カ月
イ 県内の一般建設工事等	８カ月
（２） 業務に関し、(１)に規定する者以外の入札参加者等が次に掲げる工事等において、暴力行為等処罰に関する法律の規定に違反し、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	
ア 福崎町発注に係る建設工事等	６カ月
イ 県内の一般建設工事等	５カ月
（３） 業務に関し、入札参加資格者等が脱税行為により逮捕、書類送検又は起	６カ月

訴されたとき。	
（４） 業務に関し、入札参加資格者等が県内における自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）違反により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	２カ月
（５） 別表第１並びに別表第２の１から６まで及び７の（１）から（４）までに掲げる場合のほか、業務に関し、入札参加資格者等が次の工事等において、業務関連法令（注14）に重大な違反（注15）をしたとき。	
ア 福崎町発注に係る建設工事等	４カ月
イ 県内の一般建設工事等	２カ月
（その他）	
８ 別表第１及び別表第２の１から７までに掲げる場合のほか、入札参加資格者等が次に該当したため、福崎町発注に係る建設工事等の契約の相手として不適当であると認められるとき。	
（１） 入札参加資格者又はその役員等が拘禁刑以上の刑にあたる犯罪の容疑により逮捕、書類送検若しくは起訴され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告されたとき。	６カ月
（２） 入札参加資格者が金融機関から取引停止となったとき。	取引再開まで
（３） その他長が入札参加者審査会の議を経て指名停止の措置を必要と認めたとき。	18カ月以内

（注１）入札参加資格者とは、福崎町が発注する工事又は製造の請負、物件の買入れ等の競争入札に参加しようとする者として登録されている者をいう。

（注２）指名停止とは、一定の要件に該当するため、建設工事等を受注されるにふさわしくない入札参加資格者について、長が契約担当者に対し、一定の期間、指名の対象外とすることを定める措置をいう。

（注３）契約担当者とは、支出負担行為担当者、契約担当者等、工事等の契約を締結する事務を行う者で福崎町に所属するものをいう。

（注４）入札参加資格者等とは、入札参加資格者、その役員（取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいう。）又はその使用人をいう。

（注５）文書指摘された後に、議会に報告された場合は、別件として指名停止を行う。

（注６）公共建設工事等とは、国、地方公共団体及びこれらの外郭団体の発注する工事等をいう。

（注７）一般建設工事等とは、福崎町発注工事以外の公共工事及び民間工事等をいう。

（注８）重傷者とは、疾病程度が全治30日以上の治療を必要とする者をいう。

（注９）公共機関とは、収賄等（刑法第197条から第197条の４）が成立する全ての機関（国の機関、地方公共団体、公社等）をいう。

（注10）補助金等とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第２条第１項に規定されるもの又は、地方自治法第232条の２に基づく現金的給付をいう。

（注11）補助事業等とは、補助金等の交付の対象となる事業又は事務をいう。

（注12）間接補助事業等とは、国以外のものが国から補助金等の交付を受け、それを財源として交付する給付金の対象となる事業又は事務をいう。

（注13）相当の責任の地位にある者とは、役員以外で業務に関し監督責任を有する使用人のことをいう。

（注14）業務関連法令とは、次のものをいい、これらの業務関連法令に違反する事由があっても、公衆損害事故、工事等関係者事故等別に措置要件で定めているものは、別表２の７（５）による指名停止措置の対象とならない。

① 労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の労働者使用関連法令

② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）等の環境保全関連法令

③ 建築基準法（昭和25年法律第201号）等の建築関連法令

④ 刑法、道路交通法（昭和27年法律第180号）等の業務に関する規定

（注15）重大な違反とは、当該法令違反により監督官庁から処分を受けた場合等をいう。